

令和 4 年

亀山市教育委員会 9 月定例会会議録

## 亀山市教育委員会 9月定例会会議録

### 1. 日 時

令和4年9月26日（月）午後1時30分開会

### 2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

### 3. 出席委員

教育長	中 原 博
1番委員	宮 村 由 久
2番委員	宮 西 寛
3番委員	吉 岡 洋 子
4番委員	若 林 喜美代

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	岡 安 賢 二
参事（兼）学校教育課長（以下参事学課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
図書館長	井 上 香代子
副参事（図書館整備担当）（以下図書副参事という。）	小 坂 博 文
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	松 尾 信 子
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡 邊 尚 也
健康福祉部子ども未来課長	佐 野 匡 史
生活文化部文化課副参事兼まちなみ文化財グループリーダー（以下まちGLという。）	山 口 昌 直

教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。） 中野 貴 晶  
教育総務課教育総務グループ主任主査 早川 美 紀

## 6. 会議録署名者指名

3番委員（吉岡 洋子 委員）

4番委員（若林 喜美代 委員）

## 7. 会議録の承認

8月定例会、第5回臨時会、第6回臨時会

## 8. 教育長（職務代理者）報告

教育長 （令和4年9月定例会教育長（職務代理者）報告に基づき報告）  
（質問はなく、教育長報告を終わる。）

教育部長 （9月市議会概要報告）

## 9. 議事

教育長 議案第49号「人事案件について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第49号については、人事案件ですので、公開・非公開についてお諮り願います。

教育長 議案第49号については、人事に関する事件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、各委員に諮る。非公開とする委員は挙手願いたい。

【各委員挙手】

教育長 全員非公開に賛成のため、議案第49号「人事案件について」は非公開とする。

（関係職員以外は退室）

《非公開》

（議案第49号は可決される。）

（退室した職員入室）

## 10. 協議事項

- 教育長 協議事項1「中学校全員喫食制給食実施事業について」説明を  
求める。  
(総務課長詳細説明)
- 宮村委員 資料4ページ、「公立中学校では、単独調理方式が40.4%  
(中学校では、25.5%)、センター方式が・・・」とあるが、  
どういうことか。括弧書きの意味は何か。センター方式について  
も同様である。
- 総務GL 資料に誤りがあります。「公立中学校」ではなく、「公立小中  
学校」が正しく、単独調理方式におきましては、小中学校で40.  
4%、中学校で25.5%となります。訂正させていただきます。
- 宮村委員 理解した。
- 教育長 内数で考えると、センター方式の記述が55.2%(中学校が  
62.4%)となり、おかしいのではないか。
- 総務課長 表2については、小中学校を合わせた情報であり、この中に中  
学校の情報が含まれています。
- 宮西委員 これは全国の割合か。
- 教育長 そのとおりである。
- 総務GL 表2については、総務課長が言われたとおり、小中学校を合わ  
せた情報となります。この中に小学校のみの統計、中学校のみの  
統計があるのですが、その情報を掲載していないため、申し訳あ  
りませんが全体的に分かりづらくなっています。
- 宮村委員 では、他の記述部分と合わせ、「表2によると、公立小中学校  
では単独調理方式が40.4%・・・」とした方がいいのではない  
か。
- 総務GL 委員ご指摘のとおり、この「40.4%」は表2を根拠として  
いますので、その文面を追記いたします。ただ、中学校に関する  
情報については表2とは別の表を根拠としていますので、今回の  
資料からは読み取れず全体的に分かりにくくなっています。
- 宮村委員 教育長ご指摘のセンター方式の割合は、中学校だけで見ると6  
2.4%あるという理解でいいか。
- 総務GL そのとおりです。
- 教育長 分かりにくいため、別々に記載するか、表を入れるか。

教育部長           ご指摘のとおり文章だけだと分かりづらいため、表2の小中学校をあわせた情報とは別に、中学校だけの情報を記載した表を追記し、表を根拠とした数字を文章へ記載する形で修正させていただきたいと思います。

宮村委員           資料6 ページ表3の調理員の配置状況について、この文部科学省の調査結果に対して表1にある亀山市の状況を考えて、小規模校については比較的近い数字となっているが、比較的大規模校についてはこの調査結果より配置職員が多くなっている。何か理由があれば教えていただきたい。

総務課長           調べて後ほど回答させていただきます。

宮村委員           確認であるが、資料8 ページの「(3) 学校給食にかかる費用」については記述がない。同じように資料13 ページの「②公費の負担について」で「(後の資料にて別途算定)」とあるが、この部分については今回示さず後に示すこととなるのか。

総務GL           まず資料8 ページにつきましては、資料をまとめている段階で、後日示させていただきたいと思います。また、資料13 ページにつきましては、参考として「(後の資料にて別途算定)」と記載していますが、資料26 ページの「9 事業費の試算」の部分で後日示させていただきたいと思います。

宮村委員           言葉の整理だが、資料18 ページの表で、「学校給食衛生基準」と「学校給食衛生管理基準」とあるが、おそらく同じものと考えられるため、他の部分を含め整理いただきたい。

総務課長           「学校給食衛生管理基準」と整理させていただきます。

宮村委員           資料18 ページ表12の工事施工の容易さの部分で「土壌改良」とあるが、「地盤改良」ではないのか。どちらが正しいか分からないが、一般的には「地盤改良」と考える。

総務課長           整理いたします。

宮村委員           資料18 ページ表12の用途地域の部分で「建築基準法上、都市計画上の用途のうち、工業専用地域または準工業地域であること、又は用途区域が指定されていない区域であること」とあるが、表14の「ウ」と「オ」については、「建築する場合は、建築基準法第48条ただし書きの許可を要する」となっている。これは許可を取れば可能という理解でいいのか。

総務課長           許可を得て用途地域を変えれば建設することも可能となります。

宮村委員 資料18ページにおいては、「・・・の区域であること」と書かれているが、許可をとれば他の区域でも建設することが可能ということか。

総務GL 法律上、基本的には資料18ページに記載の区域にしか建設はできませんが、その他の区域でも特定行政庁の許可があれば建設は可能となります。ただ、住民説明の実施等それぞれの条件を満たす必要があります。

宮村委員 結局、資料18ページの記載と資料23ページの記載に矛盾はないということか。

総務GL そのとおりです。

宮西委員 資料18ページ表12の工事施工の容易さの条件として樹木伐採等の記述があるが、環境アセス等の配慮については必要ないのか。

総務課長 環境アセスについては面積等の基準があると思いますので、今回の事業については該当しないと思います。

若林委員 1点目、資料22ページの候補地「カ」の図面に候補地として2か所記してある。今回の計画では右上部分の方を指しているように思われるが、何故2か所記されているのか。

2点目、資料16ページの下の表に延床面積と敷地面積が記載されているが、この延べ床面積には調理室に加え、会議室や事務室等様々な諸室を含めた面積であると考えられる。一方、表10をみると2,001~3,000食規模であると1,280㎡、敷地面積は3,660㎡が目安となっている。今回の計画でいくと敷地面積が4,000㎡程度、うち800㎡程度が緑地ということで差し引き3,200㎡が実際に使用する面積で、うち建物面積がどの程度になるか分からないが、駐車場や車両の退避場所等を含めておおよそ4,000㎡と記載したと考えられる。ただ、実際にはトラックが2台あって、職員が駐車する駐車場があって、その他会議に集まってくるような来客等の駐車場があって、と考えたときに本当に4,000㎡も必要であるのかと考えた。この辺りの考え方について教えていただきたい。

総務GL 1点目については、基本的にはご指摘のとおり右上の箇所にて検討を行い、その後の比較表も作成しています。検討段階において、この区域の中で別の箇所でも建設が可能かという点を検討し

ており、その名残となっていますので、現段階では不要と考え削除させていただきます。

2点目については、ご指摘のとおり目安としては表10のとおり、建築面積1,280㎡となり、この面積には事務室や会議室の面積が含まれていないため、その面積を含め延べ床面積を1,500㎡程度としています。敷地面積については、目安が3,660㎡、そのうち緑地面積が740㎡であるため、約2,900㎡が実際に使用する面積の目安となります。今回の計画では敷地面積4,000㎡に対して緑地面積800㎡程度ですので、約3,200㎡が使用する面積となり、おおよそ1割程度余裕をみた面積に感じられると思います。計画を進めていくにあたり、委員ご指摘のとおり面積を縮めることも可能かと考えますが、計画を今から進めていくこの段階では、現状不明瞭な部分もありますので、ある程度余裕を持った計画で進めていきたいと考えています。

宮村委員

資料26ページ(3)候補地における比較検討について記述はないが、本日はそこまでいかないということか。

教育部長

実質ここから先の内容については、教育委員会としてはどこが望ましいということと言えるかもしれませんが、用地の管理部署や市長部局といった全庁的な調整が必要となりますので、一旦は候補地として留めさせていただき、内部的な調整が進んだ段階でもう少し記述をいたしたいと考えています。

宮村委員

候補地「ア」～「カ」については、資料18ページにある計画地の条件を満たせていると考えてもいいのか。この条件で考えるともう少し絞り込まれてくるとは感じられるが、全庁的な協議が終わっていないため、一律候補地であるという考えか。

教育部長

諸条件としていくつか制約がありますが、一旦は市長部局等との協議を進めさせていただく中では、候補地として全て挙げさせていただきたいと思います。

宮村委員

教育委員会としては、資料18ページにあるように、敷地条件としてこれでよいかという確認を行うということか。色々な条件もあるが、教育委員会としては資料のとおり敷地形状～災害対応のこれらを諸条件としたいということか。

総務課長

ご指摘のとおり、まずは基準をしっかりと示して、それに見合う用地を考えるという流れで行きたいと思います。前回定例会で、

センターの食数等についてもご協議いただきましたが、今後は市長部局等と協議を進める中では、教育委員会の要望としてはこのとおりであると示しますが、協議の内容によっては変更される可能性もないとは言えないと考えています。

若林委員 資料23ページの表14において、「×」が付いているのは、「ア」と「カ」しかない。例えば、「カ」について土砂災害警戒区域に入る箇所があるとの記述があるが、これは絶対ダメであるということではないのか。

教育部長 「×」については、絶対ダメという訳ではなく、非常にリスクが高い等の意味となります。土砂災害に加え、高低差に対する造成の問題等もあり、条件としては厳しいというものです。

宮西委員 「×」がついている候補地もあるが、考えられる全ての候補地を洗い出して比較検討を行ったということではないか。

教育部長 そのとおりです。

吉岡委員 資料4ページには「家からもってくる弁当」とあり、資料12ページでは「家庭からの弁当」とあり、統一した方がいいのではないか。

総務課長 語句の見直しについては全体的に整理させていただきます。

若林委員 資料5ページの配置職員について、職員の中では短時間勤務の職員もいるため、しっかりと勤務時間を考慮した算定を行っていただきたい。

総務課長 再度確認します。

保給GL 資料6ページの職員の配置状況についてですが、確認したところ委託業者の人数を除いた常勤非常勤職員の人数となっており、一方、亀山市の場合は全て直営で行っていますので、あまり比較にならない数値と考えられます。

若林委員 では、削除した方がいいのではないか。

宮村委員 今後は説明のための様々な基準を決めていく必要があるかと思うが、亀山市では表1の人数、国では表3の人数で、比較すると亀山市の配置職員は多いのではという議論になってもいけないと思うので質問した。そのあたりはしっかりと押さえていただきたい。

最後に、年度末までにこの計画を仕上げる中で、候補地についても今後市長部局等との協議もあると思うが、資料26ページの



(3) 候補地における比較検討については、次回にでも示していただけるのか。

教育部長 今後計画を進める中で決めていかないと前へ行かないので、ある程度の条件を示した中で、候補地としてお示しさせていただきたいと思います。

## 1 1. 報告事項

教育長 報告事項1「亀山市教育委員会指定校の研究概要について」説明を求める。

(参事学課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「生徒指導について」説明を求める。

(参事学課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「新図書館の配架について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

若林委員 1階の(例)の部分にある「ティーンズ向け資料」とはどういうものか。

図書館長 現図書館では「ヤングアダルト」と表現している図書のことです。

教育長 資料による図書の並びは少々違和感があるが如何か。

図書館長 資料の例の順と図面での配架の並びが分かりづらいので、例の順を整理します。

若林委員 ヤングアダルトとは、例えばどのようなものか。

図書館長 中高生を中心に読んでいただきたい本で、1階には例えば好まれて読まれているのが青い鳥文庫等や短時間で読むことが出来る本です。

教育長 それらの本を資料というのか。

図書館長 図書館では、「資料」とさせていただいています。

教育長 小学生が社会見学等に利用する場合、例えば井田川小学校のように1学年150人程度の児童が入ることが出来るのか。

図書館長 1階のフロアに多目的室があり、60人程度の収容人数を想定

しています。そこで話を聞くグループと1階や3階を廻っていただくグループといった風にグループ分けを行えば可能と考えています。

教育長 一般の収容人数については如何か。

教育部長 土日や祝日の利用人数が一番ピークになる時間帯、おそらく昼過ぎになろうかと思いますが、亀山市の人口規模から算定を行い、その方たちが十分座っていただけるような想定の子の数を前期基本計画に位置づけています。設計段階では、それに基づき、イベント等開催時は想定外もあるかも分かりませんが、何らかの形で座っていただくことは可能と考えています。

宮西委員 3階フロアの「補助金助成制度の内容・手続や関連行政窓口の案内」については、文章や資料にて案内するのか、もしくは担当職員等により対応を行うのか。

図書館長 3階の「企業・起業ビジネス」の部分になりますが、現在、商工会議所と連携し、様々な資料の収集に努めているところです。

宮西委員 では、資料に興味を持った方がいれば、例えば商工会議所のこの窓口に行ってください等の案内を行うということか。

図書館長 そのとおりです。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「図書館利用状況について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「令和5年度亀山市立幼稚園入園児募集要項について」説明を求める。

(子ども未来課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6「工事及び委託事業の発注状況について」説明を求める。

(まちGL詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項7「教育委員会行事及び予定について」  
(総務課長、参事学課長、参事生課長、図書館長詳細説明)  
(質問はなく、報告を終わる。)

報告事項8「後援事業について」資料確認。

## 12. その他

- 参事学課長 ・市内幼稚園・小学校・中学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について  
・運動会の実施について
- 総務課長 ・令和4年度教育功労者表彰式について  
・市町等教育長会議地域別の開催について  
・三重の教育談義について

## 13. 閉会

午後3時20分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3番委員

4番委員